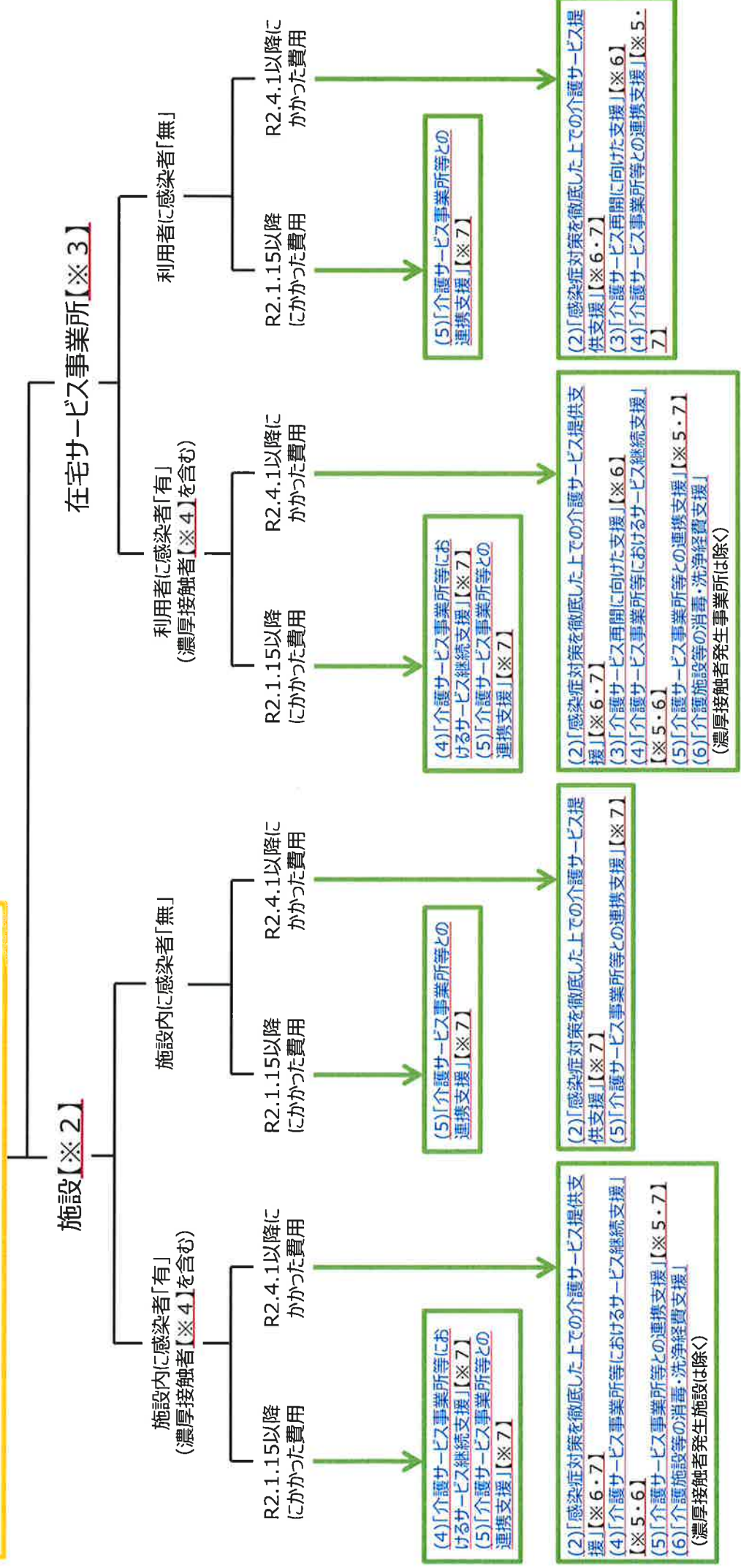


職員【※1】への慰労金（5万円又は20万円）を請求したい。

(1)「介護施設・事業所等職員慰労金支給」

感染症対策にかかった費用を請求したい。



※1 「職員」のうち、次のア及びイいずれにも該当する者が対象となります。

ア 施設・事業所等に勤務し、利用者と接した職員

イ 次の①及び②いずれにも該当する職員

① 対象期間中に施設・事業所等で通算して10日以上勤務した者

② 対象期間中に「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で勤務していた者(派遣労働者のほか、業務受託者の労働者として当該施設・事業所等において勤務していた従事者(以下「派遣労働者等」という。))についても同趣旨に合致する場合には対象に含む。)

※2 「施設」とは、以下の施設を指します。

・介護老人福祉施設 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・介護療養型医療施設
・認知症対応型共同生活介護事業所 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・有料老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅

※3 「在宅サービス事業所」とは、以下の事業所のことを指します。

・訪問系サービス : 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅介護支援、福祉用具貸与、居宅療養管理指導
・通所系サービス : 通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション
・短期入所サービス : 短期入所生活介護、短期入所療養介護、短期利用認知症対応型共同生活介護
・多機能型サービス : 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

※4 「濃厚接触者」の判断は、保健所が行います。

※5 政令市(さいたま市)及び中核市(川崎市、川口市、越谷市)の事業所は、それぞれの市にお問い合わせてください。

※6 (2)(3)(4)は、同一項目に対する重複申請はできません。(2)(3)(4)どれでも申請が可能な場合は、(2)(3)を優先して申請してください。

(申請不可の例) 10万円の1つの長機について、(2)(3)でそれぞれ10万円ずつ申請する。

(申請可の例) 10万円の1つの長機について、(2)から5万円、(3)から5万円申請する。

※7 (2)の person fee と(5)は、同一項目に対する重複申請はできません。(2)(5)どちらでも申請が可能な場合は、(2)を優先して申請してください